

令和における福生市立学校の在り方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 福生市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、教育課題の解決や、学校教育に対する市民の思いや願いの実現という観点から、今後の福生市立学校の在り方等の検討を行うため、令和における福生市立学校の在り方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 検討委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 小中一貫校に関すること。
- (2) 学校教育におけるICTの活用に関すること。
- (3) 不登校対策に関すること。
- (4) コミュニティ・スクールの充実に関すること。
- (5) その他教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 市立小中学校の校長 10人以内
- (3) 市立小中学校のPTA関係者 1人
- (4) 福生市町会長協議会の代表者 1人
- (5) 福生市立学校学校運営協議会委員 3人以内
- (6) 市内の幼稚園長 1人
- (7) 市内の保育園長 1人
- (8) 福生市民生委員・児童委員協議会の代表者 1人
- (9) 市職員
- (10) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長2名を置く。

2 委員長は第3条第1号に掲げる者をもって充て、副委員長は委員のうちから委員長が指名した者をもって充てる。

3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(検討委員会)

第6条 検討委員会は、委員長が招集し、かつ、会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に検討委員会への出席を依頼し、及び意見又は資料の提出を求めることができる。

(謝礼)

第7条 委員に対する謝礼の額は、予算の範囲内で別に定める基準に基づき支払うものとする。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、教育部教育指導課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この要綱施行後、最初の会議については、第6条第1項の規定にかかわ

らず、教育長が招集し、かつ、会議の議長となる。